

真庭市立川上小学校 いじめ防止基本方針

令和8年(2026年)4月 策定

いじめに関する現状と課題

・R7年度本校におけるいじめの新しい認知件数は6件であった。そのうちR8年4月現在継続指導中のものは3件である。下校時や学校外での事案も見られた。学校で児童の様子を見守るだけでなく、家庭や地域の協力も得ながら指導することが求められている。学校全体では、児童の実態把握に努め「いじめ見逃しゼロ」を目指して積極的に児童に関わっていききたいと考えている。主な原因として、想いをうまく伝えられず「～された気がする」「～かもしれない」といったコミュニケーション不足から起こるトラブルや遊びが度を超してしまうことなどがわかっている。また、自分の気持ちをセーブ仕切れず、友だちに対して衝動的な言動をしてしまう場面もあった。事後に振り返れば、いけないことだったと反省できるが、コントロールできない心理状況になってしまう傾向がある。

・高学年が低学年に対し優しく接したり、困っている友達に優しく声をかけたりするなど優しい行動場面をよく目にする。しかし、自己肯定感が低かったり、将来に不安を感じたりしている児童も多い。オンラインゲームやSNSなどによるトラブルが懸念される。実態把握を怠らず、他の分掌とも連携をして学校全体で取り組んでいく必要がある。アンケートや日々の観察によるいじめの早期発見に努める他、適切な対処のための教職員研修を充実させる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・日常の児童情報の共有、毎週末の職員終礼、保護者との細やかな連携、生徒指導と授業の両立を核として、良好な人間関係作りを目指す。

・いじめ対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年担任及び、警察・PTAなどの関係諸機関の代表で組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応など、いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効的に推進することを目的とする。

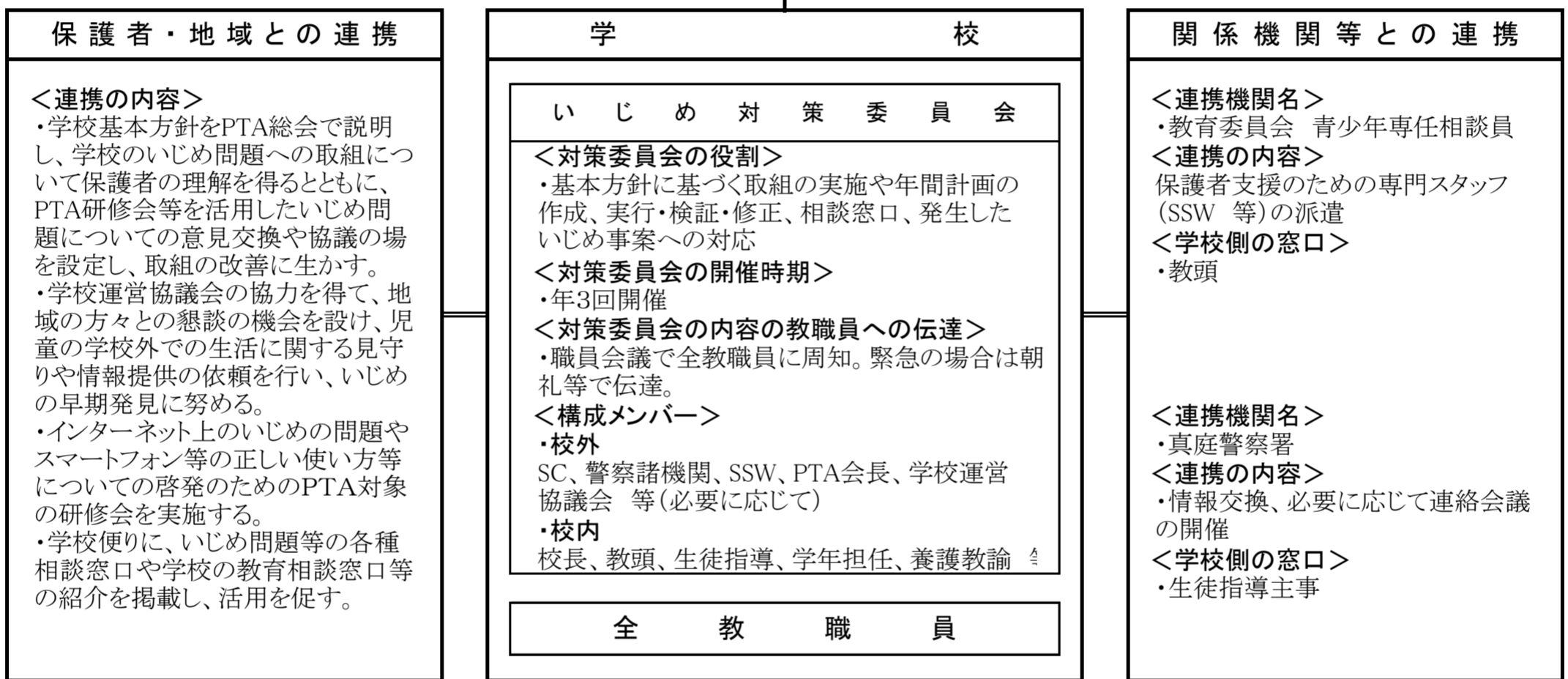
・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために毎学期アンケートを実施する。教育相談週間に合わせた実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報は教職員間で共有を図る。

・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。

・「いじめについて考える週間」や「人権週間」の児童会の取組を支援し、いじめやトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

・Q-Uを実施し児童の実態を把握して、学級集団を分析して、その後の対応など教職員研修を夏季休業中などに実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員の指導力向上のための研修として、警察や携帯電話事業者から講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。・長期休業中に、Q-Uを活用した人間関係づくりや学級づくりについての研修を行う。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめについて考える週間において児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。(居場所づくり)・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。(情報モラル教育)・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、月ごとの教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。(相談体制の確立)・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。(情報共有)・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。(家庭への啓発)・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none">・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、その後全職員で情報共有する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 <p>(いじめの終結・解決)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめが解決したかどうかは、いじめられた当該児童の保護者と学校職員が懇談し、保護者の了解を得て「終結・解決」とする。